

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) 医療提供体制の確保

国への提案事項

公立病院の再編・ネットワーク化に向けた病院事業債の交付税措置の期間の延長

- 公立病院の再編・ネットワーク化に係る事業に関する病院事業債(特別分)の地方交付税措置について、地域医療構想の実現に向けて、病床の機能分化・連携のための取組が一層推進されるよう、令和3年度以降も適用期間の延長を図ること。
- 整備費全額を対象とするための「関係する複数病院が、統合により1以上減となること。」及び「経営主体も統合されていること。」の要件を緩和するとともに、交付税措置率の引き上げを図ること。

【提案先省庁：総務省，厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり (2) 医療提供体制の確保

現行制度

〔病院事業債(特別分)の対象となる再編・ネットワーク化の要件〕

○ 令和2年度までに行われるものであること。

① 複数病院の統合の場合

- ・ 関係する複数病院が、統合により1以上減となる
ことが原則。
- ・ 経営主体も統合されていること。

原則として整備費全額が対象

② 相互の医療機能の再編の場合

- ・ 機能分担による病床規模又は診療科目の見直し
を伴うことが必要。
- ・ 経営主体が統合されていること。

再編に係る経費のみが対象

元利償還金の 40% を交付税措置 (通常は 25%)

課題

- 公立・公的医療機関は、2025年の地域医療構想の実現に向け、民間医療機関では担うことができない医療機能に重点化するよう見直しを行い、ダウンサイジングや機能分化・連携を含む再編統合も視野に入れた議論を進めるよう求められている。
- その一方で、公立病院の再編統合には地域住民や関係団体との調整に時間を要するとともに、施設整備等に多額の財政負担が生じることから、交付税措置は再編統合計画の進捗に多大な影響をもたらす。
- 公立・公的病院が新型コロナウイルス感染症対策で中核的役割を果たしていることを正当に評価し、地域医療の最後の砦としての役割を十分踏まえた支援策の強化が必要である。